

山梨県公報

第千四百四十七号

平成十六年

一月二十九日

木曜日

目次

保安林の指定の解除の予定(二件)……………三七

廃川敷地等……………三七

土地改良事業の施行認可……………三七

県営土地改良事業計画の変更……………三八

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………三八

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出(二件)……………三八

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………三九

換地処分の実施……………三九

教育委員会

一般競争入札について……………三九

公安委員会

遊技機の型式の検定……………四一

告 示

山梨県告示第二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十六年一月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南アルプス市芦安芦倉字御勅使川入一六八六・芦安安通字御勅使川入口六九九の一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十六年一月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

南アルプス市芦安芦倉字野呂川入西方一六八四(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二十九号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年一月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 河川の名称 相模川水系 鹿留川

二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十六年一月二十九日

三 廃川敷地等の位置 都留市鹿留字砂原前千四百三十九の一番地先から千四百二十八の一番地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量 千八十七・九平方メートル

山梨県告示第三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十五年十二月二日中丸北土地改良事業共同施行会長

依田健に土地改良事業（中丸北地区区画整理事業）の施行を認可した。

平成十六年一月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（緊急畑地帯総合整備事業下萩原地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十六年一月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十六年一月三十日から同年二月二十七日まで

三 縦覧場所

塩山市役所

四 異議申立期間

平成十六年二月二十八日から同年三月十三日まで

山梨県告示第三十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十六年一月二十九日

山梨県総合県税事務所長 入戸野 昭芳

氏名又は名称 有限会社両ノ木 石油 取締役 廣瀬徳昭	主たる事務所又は事業所の所在地 山梨県東八代郡一宮町末木七二九番地	指定取消年月日 平成十五年十一月三十日
-------------------------------------	--------------------------------------	------------------------

公 告

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年五月二十九日まで縦覧に供する。
平成十六年一月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 株式会社二トリ 鳥昭雄	住 所 似 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八十号
--------------------------	---------------------------------

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 二トリ甲府店

(二) 所在地 甲府市中小河原町三十七番四号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 株式会社二トリ 鳥昭雄	住 所 似 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八十号
--------------------------	---------------------------------

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成十六年八月二十七日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六千七百八十六・八六平方メートル

三 届出年月日

平成十五年十二月二十六日

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年五月二十九日まで縦覧に供する。
平成十六年一月二十九日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	山梨県家具工業協同組合 代表理事 内藤悦次
住所	山梨県知事 山本 栄彦 甲府市徳行二丁目四番二十三号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ウエルガーデン
(二)所在地 甲府市徳行二丁目二百八十六 三番
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	株式会社ノジマ 代表取締役 野島廣司
住所	山梨県知事 山本 栄彦 神奈川県相模原市横山二丁目一番一号
株式会社山梨イエローハット 代表取締役 桑本真一郎	東八代郡御坂町成田二千二番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成十六年九月十五日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四千四百四十九・六平方メートル
- 三 届出年月日
平成十六年一月十四日

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により御坂町から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年二月二十九日まで縦覧に供する。

平成十六年一月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 1 名称 御坂ショッピングセンター
- 2 所在地 東八代郡御坂町夏目原字カウド千百十六番

- 二 届出の内容及び公告日
- 1 内容 新設
- 2 公告日 平成十五年八月二十一日
- 三 意見の概要

駐車場出入口付近の交通安全対策について

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（八ヶ岳西部地区鳥久保工区）の換地処分を平成十五年十二月十八日実施した。
平成十六年一月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

教育委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十六年一月二十九日

山梨県教育委員会

教育長 数野 強

一 一般競争入札に付する事項

- 1 役務の名称及び数量
山梨県立博物館（仮称）総合情報システム構築業務 一式
- 2 役務の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 履行期限
平成十七年八月三十一日まで
- 4 履行場所
山梨県教育委員会教育長が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十五年山梨県告示第四百十六号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 山梨県立博物館（仮称）と同等規模以上の博物館に対し、総合的な博物館情報システムを元請けとして納入した実績があること。なお、ここで「博物館」とは、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）に規定する博物館をいう。また、「総合的な博物館情報システム」とは、収蔵品情報の管理のみならず、博物館の運営に必要なとなる他の機能を備えるシステムをいう。

3 当該調達業務に関する経験が豊富で、かつ同種のシステム開発経験のある技術者を専任で従事させることができること。

4 当該調達業務に関し、システム本稼働後のメンテナンスを教育長の求めに応じ迅速かつ適切に行えること。

5 この公告に示す役務を確実に履行できると教育長が判断した者であること。

6 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県教育委員会学術文化財課博物館建設室総務担当 電話〇五五 二二三 一八五六

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から、山梨県の休日を含め定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から午後五時までの間の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十六年二月四日（水）午後一時三十分 山梨県庁東別館（山梨県甲府市丸の内一丁目九番十九号）五〇四会議室

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十六年三月十日（水）午後一時三十分 山梨県庁県民会館（山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号）六〇二会議室

5 郵送による入札書の受領期限

平成十六年三月九日（火）午後四時三十分

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者が行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。その他

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、二の1から6までに係る証明書及び入札説明書に示す書類を平成十六年二月十九日午後四時三十分までに山梨県教育委員会学術文化財課博物館建設室総務担当に持参すること。

5 契約書作成の要否

要

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature of the required services:

Management system software, hardware, and detailed design, using the lay-out given by the Yamanashi Prefectural Museum(provisional name)

2 Date and time of tender:

1:30 PM, March 10, 2004

3 Contact information for bureau in charge:
 Museum Construction Office, Yamamashi Prefectural Board of Education, 1-6-1
 Marunouchi, Kofu-shi, Yamamashi-ken 400-8501, JAPAN TEL:055-223-1856

公安委員会

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十條第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六條に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九條第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十九年一月二十八日までとする。

平成十六年一月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田美枝

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造又は輸業者名	
株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目九番二一號	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR大工の源さんL2Z	株式会社三洋物産	三〇〇九〇七
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目一二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CRドラ ツモ天国 T	豊丸産業株式会社	三〇〇九三六

豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目一二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CRドラ ツモ天国 V	豊丸産業株式会社	三〇〇九四五
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR力也 MZ	マルホン工業株式会社	三〇〇九三七
株式会社SNKブレイモア 代表取締役 外山公一 大阪府吹田市豊津町一四番一五二號	回胴式遊技機 規則第六條第二号(別表第五)	メタルスラッグ	株式会社SNKブレイモア	三四〇八四〇
株式会社サンセイアールアンドデイ 代表取締役 梅村義孝 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一三番一三號	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR舞夢 V	株式会社サンセイアールアンドデイ	三〇〇九〇八
株式会社サンセイアールアンドデイ 代表取締役 梅村義孝 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一三番一三號	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR舞夢 M	株式会社サンセイアールアンドデイ	三〇〇九二三
株式会社サンセイアールアンドデイ 代表取締役 梅村義孝 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一三番一三號	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR舞夢 MV	株式会社サンセイアールアンドデイ	三〇〇八八三

丁目二番二二号 京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号	第二 第一種特別電 動役物	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R 仮面 ライダー M R 3	京楽産業 株式会社 三〇〇九三八
京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R 仮面 ライダー V R 2	京楽産業 株式会社 三〇〇九三九	
京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R 仮面 ライダー X R 2	京楽産業 株式会社 三〇〇九五二	